

注 記

I. 重要な会計方針

1. 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産については、単体もしくは一式の取得価額が20万円を超えるものについて、法人税法で定める耐用年数により取得価額の10%を残存価額とする定額法により計上しております。ただし、建物（建物附属設備に限る。）の残存価額については、備忘価格（1円）とする定額法により計上しております。

(2) 無形固定資産の減価償却方法

商標権については、法人税法で定める耐用年数により、残存価額を0円とする定額法により計上しております。

また、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（4年）を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法により計上しております。

なお、2006年度より稼働となる新システムに切り替わる自社利用のソフトウェアのうち、従来の利用可能期間の終了日が2006年度以降のものにつきましては、2006年3月を利用可能期間終了日とする耐用年数で計上しております。

2. 退職手当に係る引当金及び見積額の計上基準

退職手当引当金については、役員及び職員の退職金支給に備えるため、役員については役員退職手当支給規則、職員については退職手当規則に基づく要支給額の100%を引当計上しております。

3. 責任準備金、支払備金、保険代位債権等、貸倒引当金の計上方法

責任準備金、支払備金、保険代位債権等、及び貸倒引当金については、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」（平成18・02・28貿第4号）に基づき算出した額を計上しております。

4. 賞与引当に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与引当金については、役員及び職員の賞与支給に備えるため、役員については役員報酬規則、職員については給与規則に基づき当期帰属分を引当計上しております。

5. 有価証券の評価基準及び評価方法

①満期保有目的債券は償却原価法（定額法）によっております。

②その他有価証券

市場価格のない有価証券は、移動平均法による原価法によっております。

6. 外貨建金銭債権・債務の評価方法

外貨建金銭債権・債務については、決算時の為替相場による円換算額によっております。

7. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

(1) 国有財産無償使用の機会費用の計算方法

国有財産を無償使用している事務室等施設の機会費用は、「不動産白書2005」の平均実質賃料を参考に計算しております。

経済産業省本省別館2階のコンピュータ室

(2) 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年国債の利回り（1.770%）を適用しております。

8. リース取引の処理方法

ファイナンスリース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行い、減価償却方法については、契約期間を耐用年数とし、残存価額を0円とする定額法により計上しております。

9. 重要な会計方針の変更

(1) 被出資財産の評価方法の変更

従来、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令」（平成15年3月31日経済産業省令第49条）附則第2条により、被出資財産の評価差額（未収収益に係るものを除く。）を資本剰余金に計上しておりましたが、同省令（平成17年10月28日経済産業省令第100号）の改正に伴い、被出資財産の資産計上に伴う評価額を除き特別利益及び特別損失に計上する方法に変更しております。

なお、この変更により、従来と同一の会計処理を行った場合に比べ、特別利益は23,438百万円の増加により、当期総利益も23,438百万円増加しております。また、資本剰余金は23,438百万円減少しております。

(2) 信用事故に係る保険代位債権等の計上及び評価方法の変更

従来、信用事故を支払事由とする保険金の支払に関し取得した保険代位債権については、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」（平成13・03・27貿第2号）の規定により、当該債権の回収見積額を計上しておりましたが、同規則（平成18・02・28貿第4号）の改正に伴い、当該債権を保険代位債権等として計上するとともに債権の状況に応じた方法により貸倒引当金を計上し評価する方法に変更しております。

なお、この変更により従来と同一の会計処理を行った場合に比べ、特別利益は38百万円、特別損失は1,379百万円それぞれ減少し、当期総利益は1,341百万円増加しております。また、保険代位債権等は6,263百万円、未払金83百万円及び貸倒引当金は6,674百万円それぞれ増加し、資本剰余金は1,835百万円減少しております。

10. 表示方法の変更

従来、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令」（平成15年3月31日経済産業省令第49条）別紙第2の損益計算書の様式により同計算書を作成しておりましたが、同省令の改正により、改正後の損益計算書の様式により作成しております。

II. 重要な債務負担行為

該当事項はありません。

III. 重要な後発事象

該当事項はありません。

IV. 固有の表示科目の内容

勘定科目	内容
保険代位債権等	資産計上した保険代位債権及び支払備金に係る保険代位債権発生見込額を計上しております。
未収保険料	契約申込みにより生じる契約者に対する未収債権を計上しております。
再保険貸	国との再保険取引に基づいて生じる債権を計上しております。 ○国からの返還再保険料の未回収額 ○国からの再保険金の未回収額
支払備金	当事業年度末において既に発生した損害、及び発生したと認められる損害につき、将来保険契約に基づいて補償するに必要と認められる金額を「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」（平成18・02・28貿第4号）に基づき計上しております。
責任準備金	保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるための金額、及び再保険を引き受けた契約に基づく将来における債務の履行に備えるための金額を、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令の規定に基づき経済産業大臣が定める算定の方法について」（平成18・02・28貿第4号）に基づき計上しております。

再保険借	国との再保険契約に基づいて生じる債務を計上しております。
前受保険料	保険責任期間が翌期以降に開始する保険契約の保険料を計上しております。
正味収入保険料	収入保険料から支払再保険料を控除した金額を計上しております。 なお、収入保険料は元受収入保険料と受再保険料収入の合計額を計上しております。
正味支払保険金	支払保険金から回収再保険金を控除した金額を計上しております。 なお、支払保険金は元受支払保険金と受再支払保険金の合計額を計上しております。
保険金回収見込額等	以下の合計額を計上しております。 ○保険金支払により取得した保険代位債権の資産計上額 ○資産計上していない保険代位債権の回収額 ○支払備金の計上に伴い資産計上した保険代位債権発生見込額の前事業年度末と当事業年度末の増減額
支払備金繰入額	支払備金の当期繰入額を計上しております。
責任準備金繰入額	責任準備金の当期繰入額を計上しております。
資本剰余金 保険代位債権等評価 差額金	政府より出資を受けた保険代位債権等の評価差額金については、「独立行政法人日本貿易保険の財務及び会計に関する省令」（以下「財務会計省令」という。）附則第2条の規定に基づき、以下のとおり会計処理を行っております。
・被出資債権の評価差額	財務会計省令の一部を改正する省令（平成15年3月31日経済産業省令第49号）により、政府より出資を受けた保険代位債権等（未収収益に係るものを除く）の評価差額金を資本剰余金に計上しております。（第2期から第4期までの会計年度に適用。）
・被出資債権の資産計上に伴う評価額	財務会計省令の一部を改正する省令（平成17年10月28日経済産業省令第100号）により、政府より出資を受けた保険代位債権等のうち資産計上により初めて評価したときは、その評価額を資本剰余金に計上しております。（第5期会計年度から適用。）